

2022年6月17日

原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 御中

「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力発電施設に係る実施計画の変更認可申請（ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等）に係る審査書案」に対する意見

東京消費者団体連絡センター

1. はじめに 2. 変更認可申請の内容（1ページ～2ページ）

【意見】ALPS処理水の海洋放出に断固として反対します。

【理由】ALPS処理水の汚染度合いが不明瞭であり、長期間にわたり海洋への影響についての懸念が十分に払拭されない中で、海洋放出の選択肢はあり得ません。断固として反対します。

2. 1-2 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理（4ページ～8ページ）

【意見】海洋放出以外の方策を引き続き追及するべきです。

【理由】不安要素が解消されていない中で、原子力規制委員会が、ALPS処理水を海洋放出することを前提に審査を行っていることに強い違和感を持ちます。多くの関係者から海洋放出に代わる具体案として述べられている、堅牢な大型タンクに引き続き貯留を継続しトリチウムの十分な減衰を待つ、あるいは、米国サバンナリバー核施設で実際に行われているモルタル固化による永久処分について、改めて検討するよう、東京電力に求めてください。安易な海洋放出の推進に断固として反対します。

3. 1-8 保安のために講ずべき事項 1. ALPS処理水中の放射性核種

【意見】信頼できるデータでの再審査を求めます。

【理由】東京電力は放射線影響評価を行うにあたって、64核種についてデータがある3つのタンク群について、これをソースタームとしています。また、主要7核種について、タンクごとの濃度を示していますが測定にあたって攪拌は行っていないと、6月2日に行われた規制庁との会合で発言しています。すなわち、タンク底部にたまっている物質を捕捉し損ねている可能性があり、データの信頼性に問題がでてくるのではないのでしょうか。これらのデータは、ALPS処理水中の放射性核種に関する検討や、放射線影響評価の前提になっているため、タンクを攪拌した上での測定を行い、あらためて審査をやりなおすべきと考えます。

4. 1—10 実施計画の実施に関する理解促進（29ページ）

【意見】実施計画の実施に関する理解促進を担う組織として新たに廃炉情報・企画統括室を位置付け理解促進に取り組む、という点のみで認めるには不十分です。

【理由】措置を講ずべき事項「VII. 実施計画の実施に関する理解促進」では、実施計画の実施に当たっては、同計画の対策やリスク 評価の内容、対策の進捗状況等について、継続的に、地元住民や地元自治体をはじめ広く一般に説明や広報・情報公開を行い、その理解促進に努めることを求めています。

しかし、現在でも、福島県漁連、全漁連が繰り返し反対の意思を示し、また、福島県の自治体の議会の3分の2が、海洋放出に反対もしくは慎重な意見を採択しています。これは、東京電力が「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」という約束を反故にし、形式上の「理解促進」を掲げ、海洋放出ありきで準備をすすめている姿勢の証です。このように、地元関係者の理解も信頼を得られていない状況では、そもそも認可の条件を満たしていないと考えます。

地元関係者との溝が深くなる中で、一企業にすべてを押しつけるのではなく、政府も風評被害対策にとどまらず、理解を得るために積極的な行動を示すことが必要です。さらに、原子力規制委員会も、国民の立場にたった審査、指導、勧告の役割を果たすことで、不信と不安を取り除き解決の道を拓いていただくことを切望します。

以上